

東京都高等学校体育連盟柔道専門部国際交流委員会規約

第1条 本会は東京都高等学校体育連盟柔道専門部国際交流委員会と称する。

第2条 本会は東京都高等学校体育連盟柔道専門部に加盟及び全日本柔道連盟に登録している者で構成する。

第3条 本会の事務局は国際交流委員長の勤務先に置く。

第4条 本会は東京都高等学校体育連盟柔道専門部の生徒及び教師が国際的視野を広めると共に、国際交流を行うことを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 海外への生徒（選手）及び教師の派遣（この項に関しては附則第10条に掲げる）
2. 海外からの柔道選手等の受け入れ
3. その他本会の目的を達成するための必要な事項

第6条 本会には次の役員を置く。

- 委員長： 1名
- 副委員長： 2名
- 委員： 若干名
- 会計委員： 1名

第7条 本会の役員は東京都高等学校体育連盟柔道専門部常任委員会にて選出されたもので、任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 本会における決議は東京都高等学校体育連盟柔道専門部常任委員会を経て行う。

第9条 本会の運営費は東京都高等学校体育連盟柔道専門部の経費によって運営する。

■ 附 則

第10条 本規約第5条・1. 「海外への生徒（選手）及び教師の派遣」について次のように定める。

第1項（目的）

生徒と教師が柔道を通して、諸外国との親善・友好を図ると共に異国の文化に触れることにより国際理解を深め、国際的視野を広めることを目的とする。

第2項（派遣団の構成）

団長1名、副団長1名、総務1名、コーチ若干名及び選手で構成し、団員数の上限を35名、下限を20名とする。

第3項（選手等の選抜及び構成）

東京都高体連柔道専門部に加盟の生徒（選手）及び教員（柔道部顧問、監督等）の中から国際交流委員会が選抜し、本人の希望（選手の場合は保護者の承諾が必要）を確認したのち、東京都高体連柔道専門部常任委員会を経て決定する。

尚、参加選手は、初段程度の実力を有するものとする。